

## **一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の一部を変更する協定**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙1－2を次のとおり改める。

**別紙1－2**

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

**一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北IC)に関する**

**工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 別 紙 1

### 1. 工事の内容

#### (1) 路線名

一般国道30号  
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

#### (2) 工事の箇所

香川県坂出市

#### (3) 工事方法

(イ) 事業方式 一

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	坂出北インターチェンジ

#### (4) 工事予算

4, 845 百万円(消費税込み)

#### (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,526 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135百万円
H 1 9	4,509百万円
H 2 0	4,337百万円
H 2 1	5,665百万円
H 2 2	5,438百万円
H 2 3	4,197百万円
H 2 4	3,663百万円
H 2 5	8,767百万円
H 2 6	11,343百万円
H 2 7	12,181百万円
H 2 8	6,958百万円
H 2 9	8,621百万円
H 3 0	9,152百万円
R 1	7,016百万円
R 2	11,768百万円
R 3	7,725百万円
R 4	23,373百万円
R 5	17,228百万円
R 6	7,722百万円
R 7	60,769百万円
R 8	19,165百万円
R 9	12,817百万円
R 1 0	8,118百万円
R 1 1	7,484百万円
R 1 2	7,333百万円
R 1 3	6,997百万円
R 1 4	7,056百万円
R 1 5	6,994百万円
R 1 6	6,862百万円
R 1 7	6,785百万円
R 1 8	6,608百万円
R 1 9	6,439百万円
R 2 0	6,610百万円
R 2 1	6,459百万円
R 2 2	6,862百万円
R 2 3	6,829百万円
R 2 4	6,772百万円
R 2 5	6,399百万円
R 2 6	6,660百万円
R 2 7	6,285百万円
R 2 8	6,381百万円
R 2 9	6,597百万円
R 3 0	6,847百万円
R 3 1	6,561百万円
R 3 2	6,658百万円
R 3 3	7,260百万円
R 3 4	7,521百万円
R 3 5	7,724百万円
R 3 6	7,472百万円
R 3 7	7,659百万円
R 3 8	7,551百万円
R 3 9	7,428百万円
R 4 0	7,253百万円
R 4 1	7,509百万円
R 4 2	7,433百万円
R 4 3	7,355百万円
R 4 4	7,785百万円
R 4 5	8,006百万円
R 4 6	8,006百万円
R 4 7	8,006百万円
R 4 8	8,006百万円
R 4 9	8,006百万円
R 5 0	8,006百万円
R 5 1	8,006百万円
R 5 2	8,006百万円
R 5 3	7,798百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

**災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額**

## 災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	15,332百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6百万円
H 3 0	12百万円
R 1	25百万円
R 2	8百万円
R 3	302百万円
R 4	362百万円
R 5	503百万円
R 6	692百万円
R 7	317百万円
R 8	0百万円
R 9	0百万円
R 1 0	0百万円
R 1 1	0百万円
R 1 2	0百万円
R 1 3	0百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成29年度から令和6年度までは実績値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度		貸付料		
		うち土地・家屋分	うち構造物等分	うち盛土・切土・のり面構築物等分
H 18	( 58,545百万円 ) 60,704百万円	( 2,489百万円 ) 2,597百万円	( 47,289百万円 ) 49,340百万円	( 4,629百万円 ) 4,830百万円
H 19	( 57,759百万円 ) 60,308百万円	( 2,450百万円 ) 2,577百万円	( 46,542百万円 ) 48,964百万円	( 4,556百万円 ) 4,793百万円
H 20	( 54,980百万円 ) 56,415百万円	( 2,311百万円 ) 2,382百万円	( 43,902百万円 ) 45,266百万円	( 4,298百万円 ) 4,431百万円
H 21	( 37,795百万円 ) 37,631百万円	( 1,451百万円 ) 1,443百万円	( 27,577百万円 ) 27,421百万円	( 2,700百万円 ) 2,685百万円
H 22	( 37,196百万円 ) 38,520百万円	( 1,421百万円 ) 1,473百万円	( 27,008百万円 ) 27,978百万円	( 2,644百万円 ) 2,739百万円
H 23	( 37,523百万円 ) 45,129百万円	( 1,572百万円 ) 1,990百万円	( 27,087百万円 ) 34,275百万円	( 2,093百万円 ) 2,649百万円
H 24	( 40,644百万円 ) 48,011百万円	( 1,777百万円 ) 2,181百万円	( 30,655百万円 ) 37,618百万円	( 2,367百万円 ) 2,904百万円
H 25	( 39,461百万円 ) 48,943百万円	( 1,712百万円 ) 2,232百万円	( 29,537百万円 ) 38,499百万円	( 2,280百万円 ) 2,972百万円
H 26	( 46,375百万円 ) 47,677百万円	( 2,073百万円 ) 2,144百万円	( 35,812百万円 ) 37,043百万円	( 2,762百万円 ) 2,857百万円
H 27	( 44,210百万円 ) 49,086百万円	( 1,954百万円 ) 2,218百万円	( 33,734百万円 ) 38,346百万円	( 2,594百万円 ) 2,946百万円
H 28	( 44,264百万円 ) 48,948百万円	( 1,957百万円 ) 2,209百万円	( 33,841百万円 ) 38,219百万円	( 2,600百万円 ) 2,934百万円
H 29	( 43,834百万円 ) 49,927百万円	( 1,917百万円 ) 2,254百万円	( 33,171百万円 ) 38,927百万円	( 2,546百万円 ) 2,988百万円
H 30	( 45,753百万円 ) 50,104百万円	( 2,025百万円 ) 2,263百万円	( 34,967百万円 ) 39,161百万円	( 2,684百万円 ) 3,000百万円
R 1	( 45,167百万円 ) 51,606百万円	( 1,993百万円 ) 2,330百万円	( 34,494百万円 ) 40,375百万円	( 2,643百万円 ) 3,087百万円
R 2	( 45,485百万円 ) 38,939百万円	( 1,994百万円 ) 1,630百万円	( 34,550百万円 ) 28,303百万円	( 2,642百万円 ) 2,163百万円
R 3	( 37,685百万円 ) 41,395百万円	( 1,565百万円 ) 1,766百万円	( 27,114百万円 ) 30,680百万円	( 2,073百万円 ) 2,345百万円
R 4	( 32,904百万円 ) 48,392百万円	( 1,325百万円 ) 2,163百万円	( 23,011百万円 ) 37,577百万円	( 1,759百万円 ) 2,872百万円
R 5	( 29,488百万円 ) 50,651百万円	( 1,160百万円 ) 2,177百万円	( 20,147百万円 ) 38,290百万円	( 1,540百万円 ) 2,907百万円
R 6	( 45,751百万円 ) 51,675百万円	( 1,977百万円 ) 2,284百万円	( 34,775百万円 ) 40,224百万円	( 2,640百万円 ) 3,059百万円
R 7	51,720百万円	2,288百万円	40,299百万円	3,064百万円
R 8	48,812百万円	2,132百万円	37,547百万円	2,855百万円
R 9	47,826百万円	2,079百万円	36,614百万円	2,784百万円
R 10	49,503百万円	2,169百万円	38,201百万円	2,905百万円
R 11	49,503百万円	2,169百万円	38,201百万円	2,905百万円
R 12	49,476百万円	2,167百万円	38,176百万円	2,903百万円
R 13	49,452百万円	2,166百万円	38,153百万円	2,901百万円
R 14	49,256百万円	2,155百万円	37,968百万円	2,887百万円
R 15	49,043百万円	2,144百万円	37,766百万円	2,872百万円
R 16	50,882百万円	2,243百万円	39,506百万円	3,004百万円
R 17	50,573百万円	2,226百万円	39,214百万円	2,982百万円
R 18	50,075百万円	2,200百万円	38,742百万円	2,946百万円
R 19	49,435百万円	2,165百万円	38,137百万円	2,900百万円
R 20	48,750百万円	2,128百万円	37,489百万円	2,851百万円
R 21	48,493百万円	2,115百万円	37,245百万円	2,832百万円
R 22	47,592百万円	2,066百万円	36,393百万円	2,767百万円
R 23	47,134百万円	2,042百万円	35,959百万円	2,734百万円
R 24	46,749百万円	2,021百万円	35,595百万円	2,707百万円
R 25	46,553百万円	2,010百万円	35,410百万円	2,692百万円
R 26	45,914百万円	1,976百万円	34,805百万円	2,646百万円
R 27	45,404百万円	1,949百万円	34,322百万円	2,610百万円
R 28	45,060百万円	1,930百万円	33,997百万円	2,585百万円
R 29	44,807百万円	1,917百万円	33,757百万円	2,567百万円
R 30	44,285百万円	1,888百万円	33,264百万円	2,529百万円
R 31	43,505百万円	1,847百万円	32,525百万円	2,473百万円
R 32	43,172百万円	1,829百万円	32,210百万円	2,449百万円
R 33	42,895百万円	1,814百万円	31,948百万円	2,429百万円
R 34	42,081百万円	1,770百万円	31,178百万円	2,371百万円
R 35	41,410百万円	1,734百万円	30,543百万円	2,322百万円
R 36	40,768百万円	1,700百万円	29,935百万円	2,276百万円
R 37	40,253百万円	1,672百万円	29,448百万円	2,239百万円
R 38	39,462百万円	1,629百万円	28,700百万円	2,182百万円
R 39	38,808百万円	1,594百万円	28,081百万円	2,135百万円
R 40	38,183百万円	1,561百万円	27,489百万円	2,090百万円
R 41	37,715百万円	1,536百万円	27,046百万円	2,057百万円
R 42	37,055百万円	1,500百万円	26,422百万円	2,009百万円
R 43	36,596百万円	1,475百万円	25,988百万円	1,976百万円
R 44	36,126百万円	1,450百万円	25,543百万円	1,942百万円
R 45	35,790百万円	1,432百万円	25,225百万円	1,918百万円
R 46	35,212百万円	1,401百万円	24,678百万円	1,876百万円
R 47	34,777百万円	1,378百万円	24,266百万円	1,845百万円
R 48	34,342百万円	1,354百万円	23,855百万円	1,814百万円
R 49	34,046百万円	1,338百万円	23,575百万円	1,793百万円
R 50	33,471百万円	1,308百万円	23,030百万円	1,751百万円
R 51	33,036百万円	1,284百万円	22,619百万円	1,720百万円
R 52	32,601百万円	1,261百万円	22,207百万円	1,689百万円
R 53	24,225百万円	823百万円	14,506百万円	1,103百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第10条第1項関連)

計画料金収入の額

## 本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	( 75,422百万円 ) 78,335百万円
H 1 9	( 75,021百万円 ) 78,320百万円
H 2 0	( 72,084百万円 ) 74,240百万円
H 2 1	( 54,982百万円 ) 54,268百万円
H 2 2	( 54,506百万円 ) 56,375百万円
H 2 3	( 53,810百万円 ) 61,954百万円
H 2 4	( 56,893百万円 ) 64,828百万円
H 2 5	( 55,949百万円 ) 65,990百万円
H 2 6	( 62,880百万円 ) 64,811百万円
H 2 7	( 61,476百万円 ) 66,967百万円
H 2 8	( 62,345百万円 ) 67,652百万円
H 2 9	( 61,974百万円 ) 68,686百万円
H 3 0	( 64,069百万円 ) 69,060百万円
R 1	( 63,889百万円 ) 70,967百万円
R 2	( 64,498百万円 ) 57,307百万円
R 3	( 57,536百万円 ) 61,822百万円
R 4	( 53,541百万円 ) 69,564百万円
R 5	( 51,091百万円 ) 72,765百万円
R 6	( 67,391百万円 ) 73,989百万円
R 7	73,093百万円
R 8	69,974百万円
R 9	67,768百万円
R 1 0	67,556百万円
R 1 1	67,494百万円
R 1 2	67,405百万円
R 1 3	67,303百万円
R 1 4	66,888百万円
R 1 5	66,591百万円
R 1 6	68,542百万円
R 1 7	68,134百万円
R 1 8	67,342百万円
R 1 9	66,715百万円
R 2 0	66,147百万円
R 2 1	65,726百万円
R 2 2	64,988百万円
R 2 3	64,398百万円
R 2 4	63,849百万円
R 2 5	63,451百万円
R 2 6	62,687百万円
R 2 7	62,168百万円
R 2 8	61,596百万円
R 2 9	61,243百万円
R 3 0	60,515百万円
R 3 1	60,013百万円
R 3 2	59,461百万円
R 3 3	59,119百万円
R 3 4	58,455百万円
R 3 5	57,931百万円
R 3 6	57,436百万円
R 3 7	57,067百万円
R 3 8	56,425百万円
R 3 9	55,918百万円
R 4 0	55,441百万円
R 4 1	55,130百万円
R 4 2	54,473百万円
R 4 3	54,020百万円
R 4 4	53,550百万円
R 4 5	53,213百万円
R 4 6	52,627百万円
R 4 7	52,185百万円
R 4 8	51,743百万円
R 4 9	51,443百万円
R 5 0	50,860百万円
R 5 1	50,419百万円
R 5 2	49,978百万円
R 5 3	48,388百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

2 (1) タを次のとおり改める。

タ 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に定める休日

2 (4) トを次のとおり改める。

ト 休日割引

(イ) 割引をする自動車

休日（ただし、（二）に掲げる日を除く。）に本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日（ただし、（二）に掲げる日を除く。）の午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引額

通行する区間に応じ、（2）ただし書の料金の額から、別表7の割引適用後料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行った額を差し引いた額。ただし、算出した割引額が0円を下回る場合は、割引額は0円とする。また、（3）ただし書の料金調整が行われたことにより、料金調整後の料金が割引額を下回る場合は、割引後の料金は0円とする。

(ハ) 実施期間

平成26年4月1日から令和16年3月31日まで

(二) 適用除外日

次に掲げる日には、本割引を適用しない。

① 交通混雑期の交通の分散を目的として、次に掲げる休日を含む本州四国連絡高速道路株式会社が別に定める日

イ) 3日以上連続する休日

ロ) 12月29日から翌年1月3日までの間の休日

ハ) 祝日法第2条に定める昭和の日からこどもの日までの間の休日

ニ) 祝日法第2条に定める山の日から8月15日までの間の休日

ホ) 祝日法第2条に定める敬老の日

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第16号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、本州四国連絡高速道路株式会社が別に定める日

別紙特1を次のとおり改める。

**別紙特1**

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

## **特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額**

## 1. 先行特定更新等工事の内容

### (1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字才ケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

### (2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

- ・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	9,376 百万円	31,555 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	14,138 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	5,476 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

**別紙特2**

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

**特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額**

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2, 475百万円
R 2	1, 655百万円
R 3	2, 452百万円
R 4	40百万円
R 5	1, 589百万円
R 6	1, 933百万円
R 7	9, 271百万円
R 8	4, 241百万円
R 9	3, 130百万円
R 1 0	2, 114百万円
R 1 1	1, 810百万円

(注1) 平成27年度から令和6年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年11月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 高 松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 後 藤 政 郎